

設計		校合		リーダー		副主幹		所長		副課長		副参事		課長	
----	--	----	--	------	--	-----	--	----	--	-----	--	-----	--	----	--

~~設計書~~
令和8年度委託
仕様書

- 1 委託名 資源化センター熱回収施設防災設備保守管理業務委託
- 2 委託場所 川越市大字鯨井782番地3
- 3 実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 4 変更実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 差引増額 円
- 5 委託大要、起工・変更理由

変更委託 の大要	
委託の大要	資源化センター熱回収施設及び付属棟(計量棟、特高受変電設備棟、スラグストックヤード棟、統括受水槽用ポンプ棟)に設置されている防災設備の点検、保守管理等業務 契約期間: 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで(1年・12箇月) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
変更理由	
起工理由	

委 託 費 内 訳 書						
名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機器点検、機器・総合点検費		1	式			内訳書A
緊急対応・検査等立会費		1	式			内訳書B
建築設備定期点検報告費	建築基準法に基づく 点検報告業務	1	式			内訳書C
直接人件費						
直接物品費		1	式			
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費		1	式			
委託価格						
消費税等相当額		1	式			
実施額						
(月額)						
委託価格		1	月			
消費税等相当額		1	式			
実施額		1	月			

内訳書A

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
外観機能点検						
消火器具設備		1	回			
屋内・外消火栓設備		1	回			
自動火災報知設備	高所作業費用を含む	1	回			
誘導灯・誘導標識設備		1	回			
排煙設備		1	回			
炎検知設備	赤外線3波長式	1	回			
粉末消火設備		1	回			
連結送水管設備		1	回			
シャッター設備	機械点検	1	回			
小 計						
総合点検						
消火器具設備		1	回			
屋内・外消火栓設備		1	回			
自動火災報知設備	高所作業費用を含む	1	回			
誘導灯・誘導標識設備		1	回			
排煙設備		1	回			
炎検知設備	赤外線3波長式	1	回			

内訳書A

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
粉末消火設備		1	回			
連結送水管設備		1	回			
シャッター設備	機械点検	1	回			
水圧開錠扉設備		1	回			
非常照明		1	回			
小 計						
連結送水管耐圧性能点検		1	回			
小 計						
合 計						

内訳書B

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
緊急対応・検査等立会費		1	年			
(内訳・1年分)						
緊急対応	消防設備機器故障等		人			
緊急対応	シャッター設備機器故障等		人			
電気設備点検対応	協力、機器復旧確認		人			
消防訓練対応	協力、立会		人			
防災管理点検	点検、報告書作成等		人			
小 計						
合 計						

内訳書C

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
建築設備定期点検報告費	非常用照明設備	1	回			
(内訳・1回分)						
非常用照明設備	検査、報告書作成		人			
	検査、報告書作成補助		人			
小 計						
合 計						

資源化センター熱回収施設
防災設備保守管理業務委託
仕様書

川越市
環境部 環境施設課

I 長期継続契約

1 委託件名

資源化センター熱回収施設防災設備保守管理業務委託

2 委託場所

川越市大字鯨井782番地3

3 契約期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで(1年・12箇月)

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 支払い方法

3回払い

令和8年10月(6月～9月分)、令和9年4月(10月～3月分)

令和9年 6月(4月～5月分)

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 その他特記事項

この入札(見積)は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札(見積)執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

II 一般仕様書

1 目的

本業務委託は、川越市資源化センター熱回収施設及び付属棟(計量棟、特高受変電設備棟、スラグストックヤード棟、統括受水槽用ポンプ棟)に設置されている防災設備(自動火災報知設備、防火扉、消火栓設備、誘導灯設備、非常用電源設備、非常用照明設備等)の外観機能点検及び総合点検等を消防法、建築基準法等に基づき実施することにより、設備の機能保全を図ることを目的とする。

2 委託名称及び期間

(1)委託名称

資源化センター熱回収施設防災設備保守管理業務委託

(2)委託期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで(1年・12箇月)
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 委託対象施設

(1)名称

川越市資源化センター

(2)場所

川越市大字鯨井782番地3

(3)保守管理対象施設

熱回収施設及び付属棟(計量棟、特高受変電設備棟、スラグストックヤード棟、統括受水槽用ポンプ棟)

(当該施設を点検するに当たり、関連設備が他棟に設置されている場合もある。)

4 委託の範囲

- ・防災設備点検(自動火災報知設備、消火栓設備、非常用電源設備等)
- ・防火設備点検(防火戸、防火シャッター)
- ・シャッター設備点検
- ・連結送水管耐圧性能点検
- ・電気設備点検実施時の協力、機器復旧確認
- ・消防訓練の立会及び協力
- ・緊急対応

・防災管理定期点検

当該施設は、防災管理定期点検報告制度の対象施設であることから、消防法、消防法施行令、消防法施行規則等の定めにより防災管理点検資格者による定期点検報告を行うこと。

・建築基準法に基づく建築設備の定期検査

建築基準法、同施行例、同施行規則、所管官庁の告示等に基づき、本業務委託の対象設備(非常用照明設備、防火設備)について点検及び報告書の作成を行うこと。

5 支払い方法

3回払い

令和8年10月(6月～9月分)、令和9年4月(10月～3月分)

令和9年 6月(4月～5月分)

6 法律、規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守しなければならない。

(1) 消防法

(2) 建築基準法

(3) その他関係諸法令

7 受注者は、以下の書類を提出しなければならない。

(1)業務着手書類

①管理技術者等通知書

②工程表

③業務従事者名簿(施設の防犯上必要なため)

④委託業務実施計画書

⑤その他、業務遂行上必要となる書類で発注者の指示するもの

(2) 報告書

①業務委託実施報告書

②点検結果報告書

I 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書

(機器点検及び機器点検・総合点検、連結送水管耐圧性能点検等)

II シャッター設備定期点検報告書、水圧解錠装置定期点検報告書

III 建築基準法に基づく建築設備の定期検査報告書

(非常用照明設備、防火設備)

IV その他、業務範囲の各種点検報告書

③臨時点検・修繕等実施報告書

臨時点検、機器交換等を実施した際には、報告書とともに保守管理上の必要書類を提出すること。

I 消防用設備等修理・整備等経過記録表

II その他必要書類

(3)その他、所轄消防局並びに市指定のもの

8 資格要件等

- (1)受注者は、消防法令に基づき有資格者(消防設備士免許取得者等)を選任し、業務を遂行するものとする。
- (2)建築設備(排煙設備、非常用照明設備)、防火設備については、建築基準法(建築基準法に基づく建築設備の定期報告制度)に基づき、有資格者(一級又は二級建築士、建築基準適合判定資格者、建築設備検査資格者等)を選任し、業務を遂行するものとする。
- (3)高所に設置されている器具の点検に当たって、高所作業車等により点検を行う場合は、労働安全衛生法等の関係法令に定められている有資格者にて作業を行うこととする。
- (4)シャッター設備(三和シャッター工業(株)製)の点検については、製造メーカー(代理店等を含む)技術者による点検とする。
- (5)本委託の対象機器には、施設の運転管理に支障を及ぼす機器が含まれており、緊急修繕を要する場合があるため、緊急対応は下記のいずれかの者が実施すること。
 - ①受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負(業種:電気、消防施設等、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること)に登録のある場合は、受注者とする。
 - ②受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負(業種:電気、消防施設等)に登録のない場合は、発注者に協力事務所協議願を提出して、発注者の承諾を得た者とする。なお、この場合の協力事務所とは、川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負(業種:電気、消防施設等、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること)に登録のある者とする。なお、緊急対応について、受注者は緊急対応に立ち会うこと。

9 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び発注者の監督職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、発注者に報告しなければならない。

10 作業内容

- (1)受注者は、消防関係法令に定められた点検方法、内容を誠実に実行すること。
- (2)本仕様書に記載されていない仕様細部については、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房庁営繕部監修、最新版)、所轄消防局並びに発注者が定める監督員との協議によるものとする。
- (3)点検業務中において不具合が発見された場合には、清掃、補充、調整等を行い、非常時に充分機能を発揮するように整備を行うこと。
- (4) 点検箇所等 (本仕様書による)

11 点検概要・回数等

(1)点検等の実施予定時期

- | | |
|-----|--|
| 6月 | 防災設備機器点検
シャッター設備点検 |
| 7月 | 連結送水管耐圧性能点検 |
| 10月 | 電気設備年次点検に伴う機器復旧確認立会 |
| 11月 | 自衛消防訓練に伴う協力、立会 |
| 12月 | 防災設備機器・総合点検
シャッター設備点検 |
| 1月 | 水圧開錠装置点検
建築基準法に基づく定期検査
建築設備(非常用照明設備)
防火設備点検 |
| 3月 | 防災管理点検 |

機器故障等による緊急対応については随時実施するものとする。

(2)点検回数は、下記表に定める。

点検項目	実施頻度
防災設備 機器点検	1回／年 (1回／委託期間中)
防災設備 機器点検・総合点検	1回／年 (1回／委託期間中)
シャッター設備点検	1回／6月 (2回／委託期間中)
水圧開錠装置点検	1回／年 (1回／委託期間中)
建築基準法に基づく定期検査 建築設備点検(非常用照明設備)	1回／年 (1回／委託期間中)
消防法に基づく定期検査 防火設備点検 (防火戸、防火シャッター)	1回／年 (1回／委託期間中)
消防法に基づく定期検査 連結送水管耐圧性能点検	1回／年 (1回／委託期間中)

(3)防災設備に異常が発生した場合は、発注者の求めに応じ緊急対応を行うこと。
連絡の受け入れは24時間可能とすること。

(4)部品の故障など、その場での復旧が困難な場合は、発注者へ報告の上、復旧に必要な修繕の見積書を提出すること。

(5)自衛消防訓練に伴う準備立会い及び訓練当日の立会も本委託内に含むものとする。

(6)別途業者が実施するリサイクル施設及びその他施設の防災設備点検及び保守業務に協力すること。また、別途業者が実施する防災管理点検に協力すること。

(7)所轄消防局との協議により業務が生じた場合は、発注者の求めに応じ緊急に臨時対応等を行うこと。

(8)点検日、作業時間等について、事前に発注者と協議の上、作業予定表を作成提出し、発注者の承認を得た後着手すること。また、作業が数日にわたる場合には、1日の作業終了後確実に復旧し使用に支障の無いようにすること。作業、点検日を含め、業務日程については、発注者の監督職員との協議による。

(9)施設職員・利用者に対し同設備が点検中のため使用できない旨の表示をする等、点検中の労働災害を防止すること。また、その他の安全対策も受注者の責任において実施すること。

12 報告書の提出

受注者は、各種作業の結果について、点検結果表を2部提出すること。詳細は、関係官公庁等並びに発注者が定める監督員の指示による。

13 諸官庁への届出

- (1)受注者は、関係官公庁等に対する必要な一切の諸手続を定められた手続きにより期限厳守のうえ、発注者の承認を得て代行すること。
- (2)関係官公庁等の検査には、必要に応じて責任者又は担当する技術員を立ち合わせるものとする。

14 その他の事項

- (1)受注者は、施設管理担当者が交付又は使用を許可した情報に限らず、本業務を履行するにあたり知り得た情報について、本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩等してはならない。
- (2)受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (3)受注者は、点検試験に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できる用に点検調整を行うこと。
- (4)受注者は、設備に故障等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復旧すること。
- (5)業務に使用する上水道、電気料金については、発注者の負担(但し、無駄の無いように十分注意して使用すること。)とし、その他使用する試験器具、消耗雑材は一切受注者の負担とする。
- (6)自衛消防訓練を実施するので、防災機器の取り扱い説明、訓練における機器操作、訓練実施内容の確認、訓練後の機器復旧確認等を行うこと。
- (7)電気設備点検を停電のうえ実施するため、消防用設備の稼働について適切に措置すること。
- (8)業務対象設備の設備台帳及び図面(設備の規格、点検個数等を記入)、電子データを点検結果表とともに提出すること。
- (9)受注者は、点検業務の実施に当たり、所轄消防局、関係官庁並びに発注者の監督職員と十分な打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- (10)各種点検、整備等を実施する際には、他施設(リサイクル施設、環境プラザ、草木類資源化施設、ストックヤード、収集管理棟)の防災設備点検業務を受注した者と連携し、円滑な業務遂行に努めること。また、併せて水圧開放装置等の試験に当たっ

ては日程調整を図り、円滑な業務遂行に努めること。

- (11)受注者は、「川越市の施設における受動喫煙対策に関する基本方針」に基づき、資源化センター敷地内全面禁煙を守ること。
- (12)受注者は、委託業務の遂行にあたり施設利用者等の利用を妨げないよう、また、不快を抱かせないよう言動等に十分注意するものとする。
- (13)本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (14)この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

(別紙)

保守管理業務対象設備一覧

1) 熱回収施設及び付属棟

対象項目	機器名称	数量	単位	機器点検	機器点検及び総合点検
消火器具設備	粉末消火器(加圧式)10型	69	本	○	○
	粉末消火器(加圧式)50型	9	本	○	○
屋内・外消火栓設備	屋内消火栓(起動スイッチ、表示灯含む)	36	組	○	○
	屋外消火栓(起動スイッチ、表示灯含む)	4	組	○	○
	加圧送水装置(ポンプ・モータ)	1	台	○	○
	ポンプ制御盤	1	面	○	○
	一次圧調整弁、バルブ	1	台	○	○
	呼水装置	1	台	○	○
	消火水槽	1	台	○	○
	高架水槽	1	台	○	○
	常用電源	1	式	○	○
	放水試験	1	式	—	○
	配線	1	式	—	○
自動火災報知設備	受信機 複合GR型 255AD	1	面	○	○
	表示機 R型	2	台	○	○
	中継器盤	9	個	○	○
	差動式分布型感知器	54	個	○	○
	差動式スポット型感知器	426	個	○	○
	定温式スポット型感知器	319	個	○	○
	煙感知器 煙感知器(アナログ式)	17 27	個 個	○ ○	○ ○

	発信機 P型1級	51	個	○	○
	表示灯	52	個	○	○
自動火災報知設備	電鈴	47	個	○	○
	消火栓起動連動装置	1	式	○	○
	常用電源(交流電源)	1	組	○	○
	予備電源(蓄電池)	1	組	○	○
	配線	1	式	—	○
誘導灯設備	誘導標識	2	枚	○	○
	誘導灯	169	灯	○	○
	配線	1	式	—	○
防火・防排煙設備	連動制御盤	1	台	○	○
	煙感知器	12	個	○	○
	電動シャッター (煙連動 電動巻上式)	1	面	○	○
	防火扉(W)	1	面	○	○
	可動式垂れ 壁煙連動、手動開放装置	3	面	○	○
	排煙口 煙連動、手動開放装置	1	個	○	○
	排煙機	1	台	○	○
	起動盤	1	面	○	○
	音響装置(ブザー)	1	個	○	○
	予備電源	1	組	○	○
	配線	1	式	—	○
炎検知設備	監視盤 インフレックス専用監視盤	1	式	○	○
	検知器(非防爆タイプ)	6	台	○	○
	予備電源	1	組	○	○
粉末消火設備	移動消火設備(粉末タンク、加圧用ガス容器、ホースリール、操作部、表示灯等を含む)	19	基	○	○
	薬剤点検	19	基	○	○

粉末消火設備	電源装置	1	組	○	○
	作動試験	1	式	○	○
	放止試験	1	式	—	○
	配線	1	式	—	○
連結送水管設備	送水口(弁類含む)	4	組	○	○
	放水口(弁類含む)	10	組	○	○
	放水用器具格納箱	2	個	○	○
非常用照明設備	非常用照明器具	367	個	—	○
	照度測定	1	式	—	○
水圧解錠設備	水圧解錠シャッター	3	台	—	○
	水圧解錠扉	2	台	—	○

2) 熱回収施設 シャッター設備

シャッター設備 三和シャッター製	H3500×W2000mm	1	台	常時閉鎖式防火シャッター(煙感)
	H3530×W3600mm	5	台	一般重量シャッター
	H3530×W4100mm	2	台	一般重量シャッター
	H1350×W1120mm	1	台	一般重量シャッター
	H4000×W3600mm	1	台	一般重量シャッター
	垂れ壁	3	台	(回転式防塵パネル)

3) スラッグストックヤード シャッター設備

シャッター設備 三和シャッター製	H5030×W4000mm	4	台	一般重量シャッター
---------------------	---------------	---	---	-----------

注意1:委託対象設備一覧は、概数を示すものであり、本一覧にない場合でも現地を確認し関連法規に従い保守管理を行うこと。

注意2:水圧解錠シャッター及び扉については、ポンプ車(消防自動車)による加圧を行い、動作を点検すること。

資源化センター建物概要

施設名称		構造・規模	延床面積
熱回収施設	本体	鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上5階	13,919.28 m ²
	特高変電室	鉄筋コンクリート造 地上1階	199.08 m ²
	スラグストックヤード	鉄骨造 地上1階	218.36 m ²
	計量棟	鉄骨造 地上1階	882.00 m ²
	統括受水槽ポンプ室	鉄筋コンクリート造 地上1階	9.97 m ²
リサイクル施設		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階	8,126.99 m ²
環境プラザ(つばさ館)		鉄骨造 地上3階	4,345.12 m ²
草木類資源化施設		鉄骨造 地上1階	1,926.75 m ²
ストックヤード		鉄骨造 地上1階	1,495.00 m ²
車庫棟(収集管理課)		鉄骨造 地上2階	2,706.65 m ²

川越市資源化センター全体配置図

